

契約の方法及び入札の条件

(指名競争入札・持参入札の場合)

1 契約の方法

地方自治法施行令（以下「施行令」という。）第 167 条第 3 号の規定により指名競争入札とする。

ただし、入札者がいないとき、又は再度入札を執行しても落札者がいない場合は、施行令第 167 条の 2 第 1 項第 8 号の規定により随意契約とする。

2 入札の条件等

入札の際提示すべき条件は次のとおりとする。

(1) 入札書の記載金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 最低制限価格

施行令第 167 条第 10 第 2 項に基づき、最低制限価格を設定する。

(3) 入札保証金

福島県財務規則（以下「規則」という。）第 266 条において準用する第 248 条に定める入札保証金は、入札金額（消費税及び地方消費税を含む。）の 100 分の 3 の額とする。

ただし、当該入札に指名する者のうち規則第 266 条において準用する第 249 条の規定に該当する者については免除する。

(4) 入札を中止する場合

入札参加者が 1 者となった場合は、当該入札を中止する。再度入札の際も同様とする。

(5) 契約保証金

規則第 228 条に定める契約保証金は契約金額の 100 分の 5 以上の額とする。

なお、業務委託料が 300 万円に達しないときは納付を免除する。

ただし、契約締結後において、業務委託料の変更により変更後の業務委託料が 300 万円以上となるときは、この限りでない。

また、契約の保証を付す場合は、別紙「契約の保証について」によること。

(6) 前金払

業務委託料が 50 万円以上の場合における規則第 112 条第 1 項で定める前金払は、4 割以内の額（1 万円未満の端数は切り捨てる。）とする。

(7) 委託の期間

委託の期間は、設計書（金額抜き）表紙記載のとおりとする。

ただし、委託の着手時期は、契約締結の日から 7 日以内において委託者が指定する日とする。

(8) 委託契約書

別添（案）のとおり。

(9) 契約の確定時期

地方自治法第 234 条第 5 項の規定により、委託者及び受託者が契約書に記名押印したとき確定する。

入札の際提示すべき書類は次のとおりとする。

- 1 設計書（金額抜き）、設計図、仕様書
- 2 委託契約書（案）